

国民健康保険税を改正します

☎・国保年金課 ☎・☎(582)1120 FAX(582)1138

・税務課(税額・課税内容について) ☎・☎(582)1115 FAX(583)9738

・納税課(納付について) ☎・☎(582)1118 FAX(583)9738

国民健康保険は、平成30年度から県が財政を担っており、各市町は県が示す納付金(医療費額相当分)を国民健康保険税(以下、国保税)として徴収し、納める仕組みになっています。

この制度のもと、令和3、4年度の国保税は、コロナ禍における被保険者の負担軽減を図るため、本市の財政調整基金を活用し税率の引き下げを行いました。

しかし、近年の医療の高度化に伴う高額療養費の増加などにより、1人当たりの医療費が増加傾向にあることから、県から示された令和5年度の納付金は、昨年度と比べ大幅な引き上げとなりました。持続的かつ安定的な国保運営を行うため、国保税の税率を引き上げざるを得ない状況であることから、本市は、医療給付費分を令和2年度の税率に戻し、後期高齢者支援金分・介護納付金分を県が示す税率に準じて改正します。

■令和5年度の国保税

	医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	現 行	改正後	現 行	改正後	現 行	改正後
所得割額※	5.2%	6.2%	2.2%	2.5%	1.9%	2.3%
均等割額 1人当たり	22,500円	25,500円	9,100円	11,100円	9,900円	12,200円
平等割額 1世帯当たり	16,700円	18,700円	7,000円	8,000円	4,700円	6,100円
課税限度額	65万円(改正なし)		20万円	22万円	17万円(改正なし)	

※所得割の額は、基準所得額(前年中所得-43万円)×税率で算出します。

☎低所得世帯の人は、均等割と平等割が軽減される場合があります。

均等割額などの5割軽減と2割軽減の対象となる人の所得の範囲が拡大されます

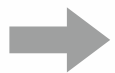
均等割額などが
軽減される人

世帯主および世帯の被保険者全員の前年の総所得金額など^(※1)の合計額が次の計算式を超えない人

5割軽減

令和4年度

$$43\text{万円} + 28.5\text{万円} \times \text{世帯の被保険者数} + 10\text{万円} \times (\text{年金} \cdot \text{給与所得者の数}^{(※2)} - 1)$$



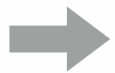
令和5年度

$$43\text{万円} + 29\text{万円} \times \text{世帯の被保険者数} + 10\text{万円} \times (\text{年金} \cdot \text{給与所得者の数}^{(※2)} - 1)$$

2割軽減

令和4年度

$$43\text{万円} + 52\text{万円} \times \text{世帯の被保険者数} + 10\text{万円} \times (\text{年金} \cdot \text{給与所得者の数}^{(※2)} - 1)$$



令和5年度

$$43\text{万円} + 53.5\text{万円} \times \text{世帯の被保険者数} + 10\text{万円} \times (\text{年金} \cdot \text{給与所得者の数}^{(※2)} - 1)$$

- ※1 ・65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額などから年金所得の範囲内で15万円を控除します。
 ・事業所得などの専従者控除および譲渡所得の特別控除などの税法上の規定は適用されません。
 ※2 年金・給与所得者の数とは、次の(1)または(2)に該当する世帯主および世帯の被保険者の人数です。
 (1) 公的年金等収入が65歳未満で60万円、65歳以上で125万円を超える人
 (2) 給与収入が55万円を超える人

国保税は均等割額および平等割額が対象、後期高齢者保険料は均等割額が対象です